

# 個別施策に係る見直し事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

# 個別施策に係る見直し事項

---

- ① 「地域共生社会」の実現に向けた取組について
- ② 障害福祉人材の確保について
- ③ 障害者の社会参加等を支える取組(障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)
- ④ 依存症対策の推進について
- ⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑥ 農福連携等に向けた取組について

## 基本的な考え方

- 平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされており、第5期障害福祉計画の基本方針においてもそのような取組の計画的な推進について記載されていた。
- その後、経済財政運営と改革の基本方針2019においては、地域共生社会を実現に向け、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示された。
- このような流れを踏まえ、厚生労働省においては、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による共同を推進するための方策について検討するため、令和元年5月より「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表した。
- 上記取りまとめにおいては、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた新たな事業の創設が提言されている。



## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 — 基本的理念 4 地域共生社会の実現に向けた取組」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ 地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があること。
  - ・ その際、市町村は以下の支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があること。
    - ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能及び継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
    - ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
    - ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援

### 基本的な考え方

- 各産業における人材不足が進む中において、障害福祉人材を確保することは重要である。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することの重要性及び都道府県福祉人材センター等との連携が望ましいという内容を盛り込んでいるが、今後は、障害福祉関係事業を行う法人や、他業種企業など広域な関係者と共通の問題意識を持ち、協力して様々な取組を行っていくことの重要性を示す必要があると考えられる。



### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 — 基本的理念」における新規項目として「障害福祉人材の確保」を設け、次のことを記載してはどうか。
  - ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があること。
  - ・ 人材確保のためには、
    - ・ 専門性を高めるための研修の実施
    - ・ 多職種間の連携の推進
    - ・ 障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であること。

#### 基本的な考え方

- 平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づく文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組をより推進することが重要。そのため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置の促進を図ることが必要である。
- また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するべきである。



#### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 一 基本的理念」に、「障害者の社会参加等を支える取組」の規定を追加の上、特に推進すべきこととして、次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)を踏まえ、障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
  - ・ 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
- 更に、「第四 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進」に、次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関しては、次のような支援を行うため、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置や、広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
    - (一)障害福祉サービス事業所等に対する相談支援 (二)芸術文化活動を支援する人材の育成
    - (三)関係者のネットワークづくり (四)発表等の機会の創出 (五)障害者の文化芸術活動の情報収集・発信
    - (六)その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援 等

## 基本的な考え方

- ギャンブル等依存症対策基本法が平成30年10月に施行され、同法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されるなど、ギャンブル等依存症やアルコール依存症をはじめとする依存症について、取組の推進が求められている。
- これらの関係法令や基本計画においては、依存症の理解を深めるための普及啓発、相談支援・治療支援体制の整備、関係機関における包括的な連携協力体制の構築、民間団体への支援の推進等が求められている。



## 基本指針への対応(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方」に次のことを規定してはどうか。
  - ・ アルコール、薬物及びギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)の依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

# ⑤-1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

資料 1-3-5

## 基本的な考え方

- 平成30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、  
・ 虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども(その疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。  
等の内容が盛り込まれており、児童発達支援センターが障害児の地域社会への参加のための地域支援機能を果たすことの必要性が高まっている。
- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」に盛り込まれたとおり、障害児入所施設における支援は、できる限り良好な家庭的環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行う、ケア単位の小規模化の推進が必要である。  
また、一人一人により適切な支援を行う観点から、障害福祉サービスへの移行が自動的に行われることなく、移行に当たっては改めて必要なアセスメントが行われることが必要である。

## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 1 地域支援体制の構築」に、次のことを規定してはどうか。
  - ・ 児童発達支援センターについては、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ることが必要であり、あわせて、その地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要であること。
  - ・ 障害児入所施設については、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があること。
  - ・ 障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある、とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があること。

### 基本的な考え方

- 放課後等デイサービスをはじめとした障害児通所支援の体制整備に当たっては、子育て支援施策と共に、教育施策との緊密な連携が必要であり、教育施策との連携の一環として、学校の空き教室を活用する方法も有効である。



### 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」に、次のことを規定してはどうか。
  - ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図るとともに、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要であること。
  - ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要であること。



## 基本的な考え方

- 令和元年11月の「障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告書」において、
- ・ 障害児入所施設における機能として、地域の医療的ケア児や里親等を支える地域支援や、短期入所の活用などによる地域の子育て支援の機能が重要であること
  - ・ 短期入所は、単に家族のレスパイト利用だけに止まらず、家族全般のニーズを把握し、サービスをマネジメントする必要がある、施設単位でなく地域の中で計画・運営されるよう、次期障害児福祉計画の中で明示すべきであること
- 等が盛り込まれており、重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援にあたっては地域全体での計画的な取り組みが重要である。

## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ること。また、ニーズの把握に当たっては、管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましいこと。
  - ・ 医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること。ニーズの把握に当たっては、管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましいこと。
  - ・ 重症心身障害児及び医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に当たっては、重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要であること。また、ニーズが多様化している状況からも、施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要であること。

## 基本的な考え方

- 医療的ケア児への支援の充実を図るためには、地域において関連分野の支援を調整するコーディネーターを都道府県及び市町村に配置することを促進する必要がある。
- また、コーディネーターの配置を促進するためには、地域におけるコーディネーターに求められる役割や能力について、自治体の理解を深めることが有効である。



## 基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第2期障害児福祉計画においては、「第一 四 4 (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実」に、次のことを規定してはどうか。
  - ・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要であること。
  - ・ また、コーディネーターには、
    - ・ 病院(新生児集中治療室)に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援を行うこと
    - ・ 医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた支援を行うこと
    - ・ 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」を多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行うこと
    - ・ 地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行うこと等の役割が求められること。
  - ・ コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましいこと。

## 基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。



## 基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

### 【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

### 【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組みられるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

### 【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。